

西東京都市計画道路3・5・10号東町西原線 事業概要及び測量説明会 に関する主なQ&A

※説明会開催時の全体質疑や個別質疑、電話での問い合わせで多かった質問を主なQ&Aとしてまとめています。

質問	回答
■計画に関すること	
都市計画道路内に田無病院があり、田無病院の移転先について計画を教えてください。また、市との連携は図られているのか。	田無病院とは、事前に事業スケジュールや測量について、お話をさせて頂いておりますが、今後は、田無病院の意向を伺いながら調整を図り、事業を進めていく予定です。なお、今後の動向については、田無病院に確認をしながら、市民の皆さまにお知らせをしたいと考えております。
現道を拡幅せず、途中から住宅街に新たな道路をつくる理由はなぜか。	西東京都市計画道路3・5・10号東町西原線は、かえで通りまで繋がる計画となっており、市全域での東西方向のアクセス性の向上に寄与する計画となっております。そのため、現道の拡幅を行う計画ではなく、新設道路として計画しています。
昭和42年の都市計画決定から見直しをしているのか。	都市計画道路については、優先的に整備すべき路線を検討する際に、必要性の再評価を行っております。本路線は検討を行った結果、第四次事業化計画で優先整備路線とし、選定しております。
■道路設計・工事に関すること	
測量の種類について教えてください。	都市計画道路事業で行う測量は、令和6年度に行う現地測量、そして、令和7年度に行う路線測量と用地測量の3種類となります。 現地測量は、今ある土地・建物がどのような場所にあるか、どのような地形・地質かなどを調査する測量です。 路線測量は、道路の線形を現地に表す作業（中心線測量）や、その現地形状を調査する作業（縦断・横断測量）です。また、計画用地の幅を表す作業（幅杭設置）も行っています。 用地測量は、道路用地として買収をさせていただく部分を含む区画を皆様に立会いをいただき境界を確認し、事業に必要な土地の面積を算出する測量です。
今回の事業区間については、第1工区の設計の際に測量を行っていると思うが、その成果は活用するのか。	第1工区の際に行った測量と一部測量が重なる部分もあるため、参考にはさせていただきますが、土地の形状等が変わっている部分もあるため、再度、測量を行います。
道路が敷地にかかるかどうか教えてください。	現段階では、どの程度道路にかかるのか判断することはできません。令和7～8年度に予定している用地測量等を実施した後、敷地に対して、道路がどのくらいの位置を通るかが確定します。用地測量等が完了するまでは、1/2500の都市計画決定図書で確認をお願いします。
道路整備完了時期はいつごろですか。	令和8年度に予定している事業認可の取得後、用地買収については権利者のみなさまの意向を確認しながら進めさせていただき、用地取得の状況を踏まえ、工事の時期を判断したいと考えております。
工事はどこから着手する予定ですか。	用地の取得状況により、検討してまいります。
工事中の騒音や振動があった場合はどうしたら良いですか。	道路工事をする際は、騒音や振動については、低騒音の機械等を使用し、極力抑えていきたいと考えております。
■用地買収・補償に関すること	
用地買収はいつから行う予定ですか。また、用地買収の時期は、家庭の事情など配慮して頂けるのか。	令和8年度に予定している事業認可取得後、用地補償説明会を開催し、関係する皆様のご意見や時期等のご要望を伺いながら、順次、用地取得に入っていく予定としております。用地補償説明会后、個別に対応させていただきます。
用地買収の際、どのような補償がされるのか教えてください。	生活再建ができるよう、現在ある価値・機能を補償するもので、今後実施する土地の測量、建物などの調査後、西東京市の損失補償基準に基づき補償します。
用地補償の内容について知りたいです。	公共事業に必要な土地等を取得・使用する場合にそれに伴い生じる損失に対して補償をします。補償の種類としては、「建物の移転に対する補償」、「門扉やブロック塀などの工作物や樹木に対する補償」、「借家人補償」、「移転期間中の収益減に対する補償」、「引っ越し費用や引っ越し先の仲介手数料などの諸費用」のほかに、公共事業に協力する場合は、一定の条件により税金等の優遇措置を受けることができる特例もあります。原則、金銭による補償となりますが、具体的な内容は令和8年度に予定している事業認可取得後に行う、用地補償説明会でご説明したいと考えております。
いつまでに移転する必要がありますか。	令和7年度から令和8年度にかけて用地測量を行い、その後、令和8年度中には事業認可取得を予定しています。事業認可取得後に、関係する権利者等の皆様から移転に関するご意向を伺い、順次、用地買収を始めさせていただく予定です。移転時期を含め、生活再建等については権利者等の皆様のご事情をお伺いしながら個別に協議させていただきたいと思っております。
残地は取得してもらえますか。	基本的には、残地の形状が悪くなった場合等は、残地の補償をさせていただくこととなりますが、市の土地利用として必要な場合は取得について調整させていただきます。
■その他	
信号機や横断歩道の設置位置については、今後検討されるのか。	現段階では、信号機や横断歩道の位置については、決まっておりませんが、今後、交通管理者である警視庁とも協議を行い、設置位置等について決めたいと考えております。
自転車の走行空間については確保するのか。	基本的に自転車は軽車両となるため、車道部を走行して頂きたいと考えております。今後は、警視庁との協議を行い、自転車の走行空間の確保については検討してまいります。
道路整備が完了した際は、用途地域の変更はありますか。	用途地域の変更については、事業の進捗状況にあわせて検討していきたいと考えています。